

正当な理由

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
 - 1の2 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施にかかわらず、実施の居宅介護支援の利用者の90%以上が特定の地域に集中していて、その特定の地域について、訪問介護サービス等各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
「特定の地域」とは、次に掲げる地域のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 居宅介護支援事業者の実施地域が複数の市町村にわたる場合の各市町村
 - (2) 男鹿市介護保険事業計画における日常生活圏域（男鹿市全域）
 - 1の3 通所介護、地域密着型通所介護において、居宅介護支援の利用者90%以上の利用者からみて、集中している通所介護事業所以外の事業所を利用するとすれば、送迎に片道30分以上の時間を要する場合
 - 1の4 訪問介護について、居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、通院等乗降介助を実施している事業所が5事業所未満であって、かつ、通院等乗降介助を利用している居宅サービス計画数を除して再計算すると、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数の占める割合が80%以下となる場合
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスに位置づけられた計画数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスが少数である場合
- 5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業者に集中していると認められる場合
- 6 その他、正当な理由と市長が認めた場合